

☆TOPICS☆

扶養控除の金額にご注意を！！

平成23年分の所得税から、扶養控除が次のとおり改正されています。

1. 一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除（38万円）が廃止されました。
2. 特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

扶養親族の年齢	区分及び控除額			
	H22年以前		H23年以降	
	区分	控除額	区分	控除額
16歳未満	一般	38万円	—	—
16歳以上19歳未満	特定	63万円	一般	38万円
19歳以上23歳未満	特定	63万円	特定	63万円
23歳以上	一般	38万円	一般	38万円

年金所得者の確定申告不要制度の新設！！

H23年分の確定申告から、以下の全ての要件を満たす者については、確定申告をしないことが選択出来るようになりました。

- 【要件】
- ① 公的年金等に係る雑所得を有する居住者
 - ② その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下
 - ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下

<注意点> ① 申告不要制度で考慮される所得控除は人的控除（※1）のみです。
物的控除等（※2）による税金の還付や損失の3年間繰越を受ける場合には確定申告をすることになります。

※1…基礎控除・扶養控除・配偶者控除等

※2…医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・
小規模企業共済等掛金控除・寄付金控除・雑損控除

- ② 確定給付企業年金法による年金等は、扶養親族等申告書の提出がないため、人的控除も考慮されず、支給額の7.5%が一律に源泉徴収されています。
確定申告すれば還付を受けられる場合があります。
- ③ 住民税については、公的年金等以外の収入がない場合には、原則として申告義務はありません。